

令和5年10月4日

発 言 者	発 言 要 旨
<p>小松委員</p> <p>空港港湾課長</p>	<p>遊佐沖が洋上風力発電に係る海域利用の促進区域に、酒田沖が有望区域に選定されたが、酒田港の基地港湾指定の取組への影響及び今後の展開はどうか。</p> <p>洋上風力発電に伴う経済波及効果を県内に最大限に取り込むためには、酒田港が洋上風力発電施設の建設と大規模補修の拠点となる、いわゆる基地港湾に指定されることが重要だと考えている。</p> <p>基地港湾に指定されるためには大きく2つの条件があり、1つ目は、2以上の海域で酒田港が利用される見込みがあることで、今回の指定等により条件が整ったと考えている。</p> <p>2つ目は、基地港湾に必要な機能を有する見込みがあることとされているが、今年9月に、基地機能を導入する区域と必要な施設の規模や構造を酒田港港湾計画に位置づける変更案が地方港湾審議会で審議され、計画変更が了承された。現在は、国土交通省においてこの変更案を確認中であり、10月下旬に開催予定の国土交通省交通政策審議会港湾分科会に諮問され、順調にいけば11月中には計画変更できると考えている。2つの条件が整うこととなるので、酒田港の基地港湾指定に向けて引き続き国土交通省等に強く要望していきたい。</p>
<p>小松委員</p> <p>空港港湾課長</p>	<p>基地港湾化は、酒田港を変革するチャンスでもあり、カーボンニュートラルの実現に向けた再生可能エネルギー拠点としての港の機能充実等も併せて行うことで、他港に対する競争力を更に持つものになると考える。基地港湾化における、そのような複合的な整備目的を計画に反映させていく必要があると考えるがどうか。</p> <p>カーボンニュートラルポートの実現に向けた脱炭素化推進計画の中では、洋上風力発電事業を今後の再生可能エネルギーの切り札としているので、酒田港に近い酒田市沖や遊佐町沖で洋上風力が実現されれば、脱炭素化推進計画の中にも組み入れていきたいと考えている。</p>
<p>小松委員</p> <p>空港港湾課長</p> <p>小松委員</p> <p>空港港湾課長</p> <p>小松委員</p>	<p>経済効果や交流人口の拡大をもたらすクルーズ船の寄港について、酒田港北港ではなく、本港にも停泊してほしいという地元住民の声もあるが、現状はどうか。</p> <p>平成31年3月に作成した酒田港中長期構想では、本港地区に小型クルーズ船を受け入れるイメージを描いており、令和2年2月に改定した酒田港港湾計画にも、小型クルーズ船の需要に対応し、港における賑わい空間を形成するために本港の西側にある岸壁を、利用形態の見直し検討が必要な区域として設定している。</p> <p>これを受け、令和2年度に1万tクラスの小型クルーズ船が本港地区の東埠頭新町岸壁へ着岸できるか検討し、着岸には、航路を広げる浚渫や、防舷材と係船柱の改良が必要になることがわかっている。しかし、必要な整備にはある程度の事業量と事業費、期間が必要であり、今後の小型クルーズ船の寄港の見込みや補助事業の活用、港湾計画の変更の必要性、また他事業との優先順位、時期等を勘案しながら事業化について検討していきたい。</p> <p>一番大きな問題は浚渫だと思っているが、1万tクラスが寄港できるようになるのはいつ頃になるか。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
空港港湾課長	浚渫の整備着手時期も含めて検討中である。
小松委員	<p>酒田港の本港は、台風等で大型漁船等が危険な状況に至った場合に、避難場所として利用されていると聞いている。漁業者の危機管理上も重要な港であり、浚渫等の整備をしっかりと行うことが重要であると考えます。</p> <p>また、本港に1万tクラスのクルーズ船が寄港すれば、大変な賑わいになり、港の活性化につながるが、整備にあたって必要なものは何か。</p>
空港港湾課長	<p>国の補助事業を活用できるかという点が最重要であり、現在、国と調整している。財源の確保も含め、着手時期について今後検討していきたい。</p>
小松委員	<p>国土強靱化の取組みとしては、最初の3年間は緊急対策が行われ、その後5年間は加速化対策が実施されているが、対応できるメニューに違いはあるか。</p>
企画主幹	<p>主な違いとしては、3か年緊急対策では、河川の支障木伐採や掘削、浚渫がメニューに入っていたが、5か年加速化対策では入っていない。ただし、3か年緊急対策後に、浚渫債という起債事業ができたので、その起債事業を利用して事業を実施しているところである。また、道路関係では、3か年緊急対策では除雪車の増強等がメニューに入っていたが、5か年加速化対策では入っていない状況である。</p>
小松委員	<p>3か年緊急対策では、吹き払い柵や雪崩防止柵等について整備が進んだが、雪対策が5か年加速化対策の対象から外れたことに対する所感はどうか。</p>
企画主幹	<p>5か年加速化対策では雪国への措置が弱くなったと感じている。雪害について次期の国土強靱化の対象となるよう国に要望していきたい。</p>
小松委員	<p>本県特有の課題をどのように認識し、要望していくのか。</p>
企画主幹	<p>本県特有の課題は雪関係であり、防雪柵の整備等を含めるよう働きかける必要があると考えている。また、河川の整備及び土砂災害の警戒区域における家屋保全の進捗率もまだ50%に達しておらず、今後の自然災害を想定し、整備を進めていく必要があると考えている。対象期間についても現在の5か年より長期とするよう要望していきたい。</p>
小松委員	<p>次の国土強靱化に向けて国に対して県の立場を正確に伝えるために、本県特有の課題及び予算措置が不十分なものや対象となっていないものについて改めて整理すべきと考えるがどうか。</p>
企画主幹	<p>次の国土強靱化に向けて、しっかりと準備をしていきたい。</p>
小松委員	<p>必要となる事業を精査して、今後国が策定する国土強靱化基本法に基づく国土強靱化実施中期計画の検討の場に届くようにしてほしいが、要望先はどこになるのか。</p>
企画主幹	<p>国土交通省になると考えている。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
小松委員	毎年春に、政府への施策提案を行うが、そのタイミングでは国土強靱化実施中期計画への反映に間に合わないのではないかと考えている。今の段階で機を捉えて要望を行ってほしいが、県土整備部長の所感はどうか。
県土整備部長	現在、内閣官房や国土交通省と連携しながら情報収集をしている。また他県の状況も見ながら、必要な場合は同じ環境にあるような自治体と全国ネットワークの中で連携していく必要もあるかと考えている。いずれにしても、時機を逸せず、適切なタイミングで行動していきたい。
小松委員	東北中央自動車道が最上地域までつながって約1年が経過したが、新庄IC周辺における交通量の変化はどうか。
高速道路整備推進室長	東北中央自動車道の泉田道路開通前後の交通量の変化としては、開通前の令和4年4月の国道13号の交通量は1日平均で1万3,200台であったが、開通後の5年4月の国道13号と東北中央自動車道を合わせた交通量は1万4,800台で12%増となっている。
小松委員	国土交通省と意見交換を行った際の資料では、東北の高速道路の整備対象として石巻新庄道路が含まれていなかったが、県としての認識はどうか。
高速道路整備推進室長	令和3年7月に国土交通省で取りまとめた新広域道路交通計画において、石巻新庄道路についても高規格道路としての調査区間となっていることから、県としては、高規格道路として位置付けられているものと考えている。
小松委員	高規格道路の整備を進めるための確固たるスキームが存在しないのではと知っているが、今後どのようなスキームで整備が進められるのか。
高速道路整備推進室長	高速道路と高規格道路が高規格幹線道路として法的に位置付けられるスキームのほか、高速道路に並行する一般国道の自動車専用道路や地域高規格道路の計画策定のプロセスがそれぞれ存在する。そのため、現在、国土交通省の国土幹線道路部会においてプロセスを統一化する方向で議論が進んでおり、県としても注視しているところである。
小松委員	宮古盛岡横断道路は通常と違うスキームで高規格化されたようであるが、その内容はどうか。
高速道路整備推進室長	宮古盛岡横断道路は、岩手県管理の一般国道106号を、東日本大震災後に復興支援道路として国の直轄事業として地域高規格道路として整備されたと聞いている。
小松委員	高規格化道路のスキームが見通せない中、交通の難所部分を高規格でバイパスしておき、スキームができればそのスキームに優先的に乗っていく手法もあると東北地方整備局から聞いたが、県の考えはどうか。
高速道路整備推進室長	現在、高規格道路の計画策定のプロセスについて進められている議論からは、路線指定が行われた上で整備路線になると思われるので、注視していきたい。

発 言 者	発 言 要 旨
小松委員	複数ある民間の期成同盟会が統合されると聞いているが、今後の道路整備に向けた民間の活動に変化はあるか。
高速道路整備推進室長	期成同盟会の統合については把握していないので、情報収集していきたい。
小松委員	今後、複数ある期成同盟会を1つにしていくと聞いている。また、議会としても道路整備促進のために山形・宮城両県議会で1つの議員連盟を組織する等しており、議会、民間、行政が同じ方向で活動ができるよう、調整役等お願いしたい。
高橋（啓）委員	今定例会に提案されている一般県道余目松山線道路施設長寿命化対策事業庄内橋桁製作架設工事請負契約の締結については、今年3月、契約後に積算誤りが判明したことから契約解除後に再入札を行った案件であるが、再入札に当たって工事の内容や入札手続きの方法に変更はあるか。
道路整備課長	<p>工事内容についての変更はない。ただし、労務単価や資材単価については、発注時点での最新の単価により見直しを行っている。</p> <p>入札手続きについても前回同様、総合評価落札方式の一般競争入札で実施しているが、入札参加者に求める技術提案については再入札にあたり一部見直しを行っている。</p>
高橋（啓）委員	外部に委託して作成した設計書に違算があり契約解除となったが、職員が膨大な資料全てをチェックしなくてはならないとなると委託の必要性も薄くなる。入札ミスの再発防止策についての考えはどうか。
建設企画課長	平成30年度に入札ミス防止のため、積算内容は組織的にチェックするよう対策を強化していたが、今回のミスを踏まえ、入札ミス対策プロジェクトチームを立ち上げ、これまでの対策の再検証と新たな改善策の検討を行っている。対策として、受注者への指示内容の一覧化や担当者だけでなく組織で確認する体制づくり、柔軟な入札日程設定の工夫等に加え、職員研修の充実を図っていきたいと考えている。
高橋（啓）委員	再契約の締結は、令和4年12月の当初契約から9か月遅れるのに対し、完了時期は4か月しか延びておらず、工期が5か月短縮されることになるが問題はないのか。
道路整備課長	<p>工期については、全体工程に影響のない形でしっかりと見直しを行った結果、5か月短縮することが可能であると判断した。</p> <p>橋の架設工事は非出水期に限られることから、前回の発注では2か年にわたって工事を行い、出水期に工場での桁の製作を行うことにしており、桁製作の工期については多少余裕のある工程となっていた。今回改めて桁製作工程を見直した結果、短縮することが可能であった。</p> <p>なお、工程については、橋のメーカーで組織する協会にも意見を聴き、工程的に無理がないことを確認した上で設定した。</p>
高橋（啓）委員	契約解除により違約金等は発生しなかったのか。
道路整備課長	契約解除の時点では、応札した企業側で大きな資材の調達等の支出がなかったこ

発 言 者	発 言 要 旨
高橋（啓）委員	<p>とから、違約金等は発生していない。</p> <p>指定管理者制度において物価の変動等については指定管理者負担となり、昨今の新型コロナや物価高騰の影響で大変な状況であると思う。一方で、各施設の利用料金設定は指定管理者が自由に決められるわけではなく、例えば、都市公園の利用料金は条例で決まっているのが現状である。こうした状況に対する指定管理者の意見等をどのように把握しているのか。</p>
都市計画課長	<p>指定管理者とは、各総合支庁が直接やり取りしているが、利用料金改定を望む声は今のところ確認できていない。</p>
高橋（啓）委員	<p>指定管理者から直接聞いた話では、利用料金の上限が決まっているので物価高騰等に対してどうしようもないという話だった。利用料金の上限設定を適切にしないと、指定管理を辞退されて県で直接管理せざるを得ない状況にもなる。</p> <p>指定管理の本来の考え方からすれば、行政サービスの質の向上、住民の満足度の向上が基本であるはずだが、コスト面の課題だけが先行し、行政改革によって大幅にコストカットされてしまった。人件費の高騰もある中、これまでと同じような指定管理の運営を続けていくのか。</p>
企画主幹	<p>指定管理者制度の目的は行政サービスの質の向上であり、単なる価格競争でなく、公共サービスの水準を確保するために民間活力を活用する趣旨で始まった制度である。ただ、コストをいかに低く抑えるか、ということに力点が置かれている現状にあり、全国的な状況等も踏まえながら、施設を管理する県土整備部からも声もあげて、指定管理者制度を所管する働き方改革実現課とともに、県民の皆様が安心して行政サービスを受けられるようにしていきたいと考えている。</p>
総務企画課長	<p>企業局では、県民ゴルフ場や県営駐車場で指定管理を実施しているが、指定管理料ではなく、指定管理者から納付金を徴収するシステムとしている。納付金額の設定に当たっては事業者の状況を聞き取りしながら適切に対応していきたい。</p>
高橋（啓）委員	<p>指定管理料が上がらない中、指定管理者が障がい者雇用や新規採用等が難しく、若い人が将来に希望を持って働けるといような状況ではない。現場からの話を聞き、条例の上限額設定の状況等も含め、働き方改革実現課にも意見を伝えてほしい。</p>
高橋（啓）委員	<p>マイクロ水力発電に対する企業局の考えはどうか。</p>
水道事業課長	<p>企業局では再生可能エネルギー拡大の観点から、置賜地域及び庄内地域の4か所の水道施設で小水力発電所を設置しているが、設置には水量と落差が必要であることから設置場所が限定的である。発電停止時に給水が止まる等のリスクもあるため、水道の安定供給観点から、今のところ新たな設置の予定はない。</p>
加賀副委員長	<p>本県の再生可能エネルギーの電力量は東北最下位で、他県が10億 kWh を超えているのに対して本県は2億3,000kWh 程度となっており、大きく水をあけられている。山形県エネルギー戦略に掲げている、2030年において約23億 kWh の新たなエネルギー資源を開発するという目標に向けて、民間事業者の取組が進まない中で企業局がリードしていく必要があると考える。企業局において新たな電力開発をしていく考</p>

発 言 者	発 言 要 旨
電気事業課長	<p>えはあるのか。</p> <p>県内の電力量に対する企業局の割合は4.97%であり、全国6位である。また、東北で電気事業を行っている県は岩手県と秋田県で、岩手県が約6億7,000万 kWh、秋田県が約4億4,000万 kWh、本県が約4億 kWh となっている。</p> <p>企業局では過去10年間で風力発電や太陽光発電の運転開始のほか、水力発電の強化にも力を入れてきた。今後も小水力発電を中心に再生可能エネルギーの可能性を探っていきたい。</p>
加賀副委員長	<p>企業局電気事業における社会貢献として、売電先の事業者と連携して県内の受益者に対して安価に電力を供給するようなことができないかと考えている。例えば、県土整備部で行っている下水道事業では多くの電力を使用しており、こういった県民が多く利用する事業に安価な電力を供給することで、下水道の使用料単価も圧縮できる。</p> <p>企業局の現在の売電契約が今年度で終了するが、新たな売電先の公募に向けた基本的な考え方はどうか。</p>
電気事業課長	<p>現在公募型プロポーザルの準備を進めているところだが、ゼロカーボンやまがた2050の達成に貢献するよう、全ての浄水場に対して非化石電力を供給してもらうような条件を加えることを検討している。</p> <p>下水道施設への電力供給については、小売電気事業者の電力供給先は事業者が決めるものであり、供給先を売電者が予め指定することは事業者の運営に介入することとなるため難しい。</p> <p>安価な電力供給についても、公営企業会計が赤字になってまで売電することは望ましくなく、また、企業局の発電経費に小売電気事業者の諸経費を加えた売電価格が大手企業の単価を下回ることも困難であると考えている。</p>
加賀副委員長	<p>公募型プロポーザルの条件として、下水道事業に非化石電源を供給することを設定することは可能か。</p>
電気事業課長	<p>非化石電源の売電を指定して公募を行っても、売電単価が安くなることはないものとする。</p>
加賀副委員長	<p>安価に供給することは難しいということは理解するが、企業局の社会貢献として、また、下水道事業が県民が利用するインフラとしていくために、企業局で何かできないか検討してほしい。</p>
電気事業課長	<p>やまがた希望創造パワーという電気料金を6%割り引く制度があり、現在は公共機関を対象外としているが、今後対象に加えられるか可能性を探っていくことは可能かと思う。</p>
加賀副委員長	<p>インバウンドが復活している中、全国的にオーバーツーリズムによる影響が出てきており、海外からの旅行者の中には、冬期間にノーマルタイヤのレンタカーで来県し、雪道でスリップして他の車が通行できないような状況も発生している。</p> <p>山形県道路中期計画の見直しにおいてもオーバーツーリズムに対する対応について盛り込むべきと考えるがどうか。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
道路整備課長	<p>今回の中期計画の見直しにおいて、オーバーツーリズムについては、これまでの5年間で顕在化した問題としては抽出していなかった。</p> <p>オーバーツーリズムについては、全国的にも様々な問題が出ていると認識しており、道路管理者だけでなく、観光部署や交通管理者等とも協力して検討していかなければならない課題と考える。</p> <p>今回の見直しでは、インバウンドへの対応は重要な施策と捉えており、道路管理者として、標識の内容について、英語表記や言葉が分からなくとも理解できるピクトグラムを活用、また、高速道路についてもナンバリング化する等、海外からの旅行者が分かりやすい標記を取り入れることを盛り込んでいる。</p> <p>オーバーツーリズムの対応については、次期の中期計画の策定に向けて研究していきたい。</p>
加賀副委員長	<p>今後、国が国土強靱化基本法の国土強靱化実施中期計画の検討を行っていくというこの機会に、国土強靱化対策の推進を求める意見書を発議してはどうか。</p> <p>⇒直ちに議題に供することについて、全員異議なく決定</p>